

中国税務速報

2016年1月20日

●1 企業研究開発費用の割増損金算入政策関連問題に関する公告

国家税務総局は2015年12月29日に「企業研究開発費用の割増損金算入政策関連問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第97号)を公布しました。

公告では、主に研究開発人員の範囲、研究開発費の集計について明確化させました。研究開発人員について、研究人員、技術人員と補助人員から構成されるとされています。

研究開発費用の集計について、以下のように規定されています。

1. 企業が研究開発活動に使う計器、設備は、研究開発費用の割増損金算入を適用するに際し、会計処理によって算定された減価償却費部分を税法上の規定に基づき損金算入とされた範囲内で割増損金算入とします。
2. 研究開発活動に従事する人員と研究開発活動に使用する計器、設備、無形資産は、同時に非研究開発活動にも従事し、または使用する場合には、実際に発生した費用をそれぞれ実際の工数に応じるなど合理的な方法により研究開発費用と非研究開発費用に配分しなければなりません。配分しない場合には、割増損金算入が認められません。
3. その他関連費用の実際発生額がその限度額より低い場合には、実際発生額に基づき割増損金算入金額を計算します。一方、その実際発生額がその限度額以上になった場合には、限度額に基づき割増損金算入金額を計算します。
4. 研究開発活動で発生したスクラップなどを売却することによって発生した特殊収入は割増損金算入適用対象の研究開発費から控除すべきです。控除しきれない場合には、割増損金算入適用対象の研究開発費用はゼロとすべきです。なお、研究開発活動から直接形成された製品あるいはその構成部分として形成された製品を販売した場合には、それに対応する研究開発費用のうちの材料費は割増損金算入の適用対象外扱いとされます。
5. 企業が取得した非課税扱いとされた財政性資金を研究開発活動に使用することによって発生した費用または無形資産は、割増損金算入の適用対象になりません。
6. 損金算入できないと明記された費用と支出項目は割増損金算入もできません。無形資産に計上しましたが、本公告の割増損金算入の適用対象である研究開発費に含まれていない場合には、その減価償却費は割増損金算入ができません。

企業が外部に研究開発活動を委託し、発生した費用も損金算入できるとされます。その割増損金算入について、研究開発活動の発生費用の80%相当分を割増損金算入のベースとします。企業が国外に委託し、発生した費用は割増損金算入の適用対象になりません。

上記のほか、本公告は割増損金算入優遇政策を適用できない業種の具体的な判定、研究開発項目の補助元帳の様式および日常管理、割増損金算入優遇政策適用のための届出管理、及び研究開発費割増損金算入の後続管理と審査基準に関する税務局の強化措置なども明確化しました。

本公告は2016年度以降に開始する事業年度からの確定申告に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1981362/content.html>

●2 商業健康保険個人所得税政策試行拠点の実施に係る徴収管理問題に関する公告

財税「2015」126号を徹底的に実施させるために、国家税務総局は2015年12月25日に「商業健康保険個人所得税政策試行拠点の実施に係る徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第93号)を公布しました。

本公告では、試行拠点にいる個人が規定に基づく商業健康保険に加入し、支払う保険料支出が、財税「2015」126号の定めにより個人所得税計算時の所得控除の適用対象であることを明確化しました。

また、試行拠点にいる個人がその他の商業健康保険に加入し、支払う保険料支出は所得控除の適用対象外になります。

さらに、非試行拠点にいる個人が商業健康保険に加入し、支払う保険料支出には財税「2015」126号の定めは適用されません。

なお、本公告では「税優識別コード」の使用を強調しています。

本公告は2016年1月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c1966136/content.html>

●3 営業税課税対象から増値税課税対象への変更試行期間における増値税問題に関する公告

国家税務総局は2015年12月24日に「営業税課税対象から増値税課税対象への変更試行期間における増値税問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第90号)を公布しました。

本公告では、以下の内容を定めています。

1. セルラーデジタル移動通信用塔(レバー)に係る仕入増値税額は現行の規定により控除できます。
2. 納税者が自家使用の中古固定資産を販売し、販売に係る3%の仮受増値税を2%相当分として増値税を納付するという簡易課税方式が適用された場合にみかかわらず、2%相当分ではなく、3%仮受増値税額を納付した場合には、増値税専用発票を発行することができます。
3. セールス&リースバック取引については、売上高から賃借者から取得した有形動産元本を控除する処理方法を明確化しています。
4. ファクタリング業務方式を明確化させた下で、ファイナンスリース会社と賃借者の間のファイナンスリースサービス契約がまだ解除されていない場合には、引続き現行の規定に従い増値税を納付しなければなりません。
5. セルラーデジタル移動通信用塔(レバー)業務については、業務内容に応じて現行の規定に従い増値税を納付することを明確化しています。

本公告は2016年2月1日から施行されます。それ以前の未処理分は、本公告の規定により遡って施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1957662/content.html>

●4 「増値税ゼロ税率適用課税サービスの還付(免税)に関する管理弁法」に係る補足公告

国家税務総局は2015年12月22日に「『増値税ゼロ税率適用課税サービスの還付(免税)に関する管理弁法』に係る補足公告」(国家税務総局公告2015年88号)を公布しました。

本公告は以下の内容を定めています。

ゼロ税率新規適用の課税サービスは、それぞれ「営業税課税対象から増値税課税対象への変更試行拠点実施弁法」(財税「2013」106号)の付録「増値税課税サービス範囲注釈」と「アウトソーシングオフショアサービス」に定められた適用範囲により施行されます。内国法人と個人が国内税関特殊監督管理区域及びその場所内に法人または個人に提供した課税サービスは、増値税ゼロ税率適用対象に該当しません。

また、本公告では次の内容も定めています。

外国法人にゼロ税率新規適用の課税サービスを提供する場合には、そのサービスを提供する者は増値税還付を申告する際に、輸出還付(免税)届出を行わなければなりません。還付(免税)申告期間は売上計上した翌月から翌年の4月30日までとします。期限後申告の場合は、免税申告になります。免税申告をしなかった場合には、増値税を納付しなければなりません。

免税・控除・還付と免税・還付の適用対象である増値税ゼロ税率課税サービスについては、本公告ではそれぞれのサービス提供者が所轄税務署に提出すべき資料に関する事項を定め、所轄税務署の対応策と審査内容も明確化しています。

本公告は 2015 年 12 月 1 日から施行されます。増値税ゼロ税率課税サービス提供者が増値税ゼロ税率課税サービスの提供によって売上を計上した日を基準日とします。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1956652/content.html>

●5 中国－韓国、中国－豪州自由貿易協定の協定税率の実施に関する国務院関税税則委員会の公告

国務院関税税則委員会は 2015 年 12 月 10 日に「中国－韓国、中国－豪州自由貿易協定の協定税率の実施に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会「2015」25 号)を公布しました。

本公告は次の内容を規定しています。

中国－韓国、中国－豪州自由貿易協定の関税軽減方案は国務院関税税則委員会第 6 回全体会議にて審議され、2015 年 12 月 20 日から中国－韓国、中国－豪州自由貿易協定の初年度税率を施行し、2016 年 1 月 1 日から 2 年目税率を施行することを決定しました。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201512/t20151216_1617556.html

●6 重大な技術設備の輸入税収政策の関連目録及び規定の調整に関する通達

財政部、国家発展改革委員会、工業と情報化部、税関総署、国家税務総局と国家エネルギー局は 2015 年 12 月 1 日に「重大な技術設備の輸入税収政策の関連目録及び規定の調整に関する通達」(財関税「2015」51 号)を公布しました。

「国家が支持する重大な技術設備と製品の目録(2015 年改訂)」(以下、「付録 1」)と「重大な技術設備と製品に関する輸入キ一部品及び原材料商品目録(2015 年改訂)」(以下、「付録 2」)は 2016 年 1 月 1 日から施行され、本公告の定めに基づく内国法人は付録 1 に列挙された設備あるいは製品を生産し、付録 2 に列挙された商品輸入が必要な場合には、関税と輸入取引に係る増値税を免除できます。施行有効期間を明記する場合には、その関連する設備、製品、部品、原材料の免税実施期限は同年 12 月 31 日までとします。

「輸入免税適用対象外の重大技術設備と製品目録(2015 年修訂)」(以下、「付録 3」)は 2016 年 1 月 1 日から施行されます。2016 年 1 月 1 日以降(1 月 1 日を含む)に批准された「輸入設備税収政策の調整に関する国務院の通達」(国発「1997」37 号)の関連規定に従いあるいは参考し、輸入税収優遇政策を適用する下記項目と法人は、付録 3 に列挙された自家使用設備及び契約書により上述の設備に付随する部品等を輸入する場合には、すべて本公告に基づき輸入に係る税金を徴収します。

1. 国家が奨励する国内投資項目と外商投資項目
2. 外国政府によるローンと国内金融機関によるローン項目
3. 外国から無償提供によって輸入された設備の加工貿易企業
4. 中西部地域における外商投資の優位性がある産業項目
5. 「外商投資のさらなる奨励に係る輸入税収政策に関する税関総署の通達」(署税「1999」791 号)に規定された外商投資企業と外商投資により設立された研究センターが自己所有の資金を用いて技術改良を行う項目

2016 年 7 月 1 日から上述の項目と付録 3 に列挙された設備を輸入する場合には、すべて規定に基づき輸入に係る税金を徴収します。また、本通達は財関税「2014」2 号の付録 1 である「重大技術設備の輸入税収政策の規定」の第六、七、八、九条を改正しました。

2016年1月1日から、「重大技術設備の輸入税収政策の調整に関する財政部、国家発展改革委、工業と情報化部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局の通達」(財関税「2014」2号)の付録2、3、4は廃止されました。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201512/t20151207_1600232.html